

# 著作物4（編集著作物、データベース、プログラム）、保護対象外著作物

---

著作権法

弁護士 尾関孝彰

2026年4月20日改訂

# 編集著作物

## ■ 編集著作物

### 12条

「編集物（データベースに該当するものを除く。以下同じ。）でその素材の選択又は配列によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。

2 前項の規定は、同項の編集物の部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。」

### Article 5 (Compilations of Data) of WIPO Copyright Treaty

“Compilations of data or other material, in any form, which by reason of the selection or arrangement of their contents constitute intellectual creations, are protected as such. This protection does not extend to the data or the material itself and is without prejudice to any copyright subsisting in the data or material contained in the compilation.”

- 素材となる情報をコンピュータで検索可能な電子データ形式の編集物は、12条の編集著作物には該当せず、12条の2のデータベースの著作物として保護される。
- 12条、12条の2は、WIPO著作権条約5条に対応する条項。
- 素材自体が著作物性を有する必要はない。
- 素材自体が著作物性を有する場合、編集著作物を利用するためには、編集著作物の著作権者と素材の著作権者の双方から許諾を得る必要がある（12条2項）。
- 本件編集著作物の配列に創作性がある場合、当該配列を複製した編集物は、素材が異なっても本件編集著作物の複製物となる。  
ex. 東京都電話帳（本件編集著作物）の職業分類の配列に創作性がある場合、同一の職業分類で配列された大阪府電話帳（当然、素材である電話番号は本件編集著作物とは異なる）は、本件編集著作物の複製物となる。そのため、無断で大阪府電話帳を作成し、これを公衆に配布する行為は、本件編集著作物の複製権と譲渡権を侵害する。

# 編集著作物

□ 東京高裁平成6年10月27日判決（ウォール・ストリート・ジャーナル事件）

- 被告は、米国の日刊経済新聞 The Wall Street Journal の各記事を抄訳した日本語ダイジェスト版を日本で頒布していた。
- ◆ 被告の日本語ダイジェスト版は、原告新聞を複製又は翻案したものか？

## 【裁判所の判断】

- 各号の原告新聞（The Wall Street Journal）について、記事として掲載する情報の取捨選択（素材の選択）及び紙面構成（配列）に編集著作物としての創作性がある。
  - 原告新聞の記事のほとんどが被告の日本語ダイジェスト版の対象になっている。被告の日本語ダイジェスト版の記事のすべてが原告新聞の記事の日本語要約である。
  - 被告の日本語ダイジェスト版の各記事から、それに対応する原告新聞記事の核心的事項をおおよそ把握し得る。
  - 被告の日本語ダイジェスト版の記事配列は、原告新聞の記事配列と同様である。
- したがって、被告の日本語ダイジェスト版は、原告新聞を翻案したものである。
- ※ 原告新聞記事の核心的事項をおおよそ把握し得るのであれば、要約であっても、素材の選択について本質的特徴を直接感得することができるかと判断されたと考えられる。編集著作物としての新たな創作性は付加されていないので、複製と認定されるべきであったと思われる。

## 10条2項

「事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、前項第一号に掲げる著作物に該当しない。」

- 事実を報道する記事であっても、その表現に創作性があれば言語の著作物になる。

# データベースの著作物

## ■ データベースの著作物

### 12条の2

「データベースでその情報の選択又は体系的な構成によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。  
2 前項の規定は、同項のデータベースの部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。」

### 2条1項10の3号

「データベース 論文、数値、図形その他の情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。」

● データベースでは、コンピュータを用いて素材となる情報を検索することができるので配列は意味をなさない。そのため、配列に代えて体系的構成（情報をどのような検索キーにリンクさせるか）が創作性の対象になる。

### □ 知財高裁平成28年1月19日判決（平成26年（ネ）第10038号）

「著作権法12条の2第1項は、データベースで、その情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものは、著作物として保護する旨規定しているところ、情報の選択又は体系的構成について選択の幅が存在し、特定のデータベースにおける情報の選択又は体系的構成に制作者の何らかの個性が表れていれば、その制作過程において制作者の思想又は感情が移入され、その思想又は感情を創作的に表現したものととして、当該データベースは情報の選択又は体系的構成によって創作性を有するものと認めてよいものと解される。」

● 他の著作物と同様に、選択の幅が存在し、かつありふれていないことが、制作者の個性が表れている、すなわち創作性があると認定されるための条件となる。

● データベース、プログラムについては、選択肢がない、又はありふれていると認定されることが多い。

# コンピュータ・プログラムの著作物

## ■ プログラムの著作物

- プログラムは、人間ではなく、コンピュータに認識させることを目的で作成される点で、伝統的な著作物とは異なる。しかしながら、10条1項9号は、プログラムが日本著作権法で保護される著作物に含まれることを明記している。
- さらに、WIPO著作権条約4条は、保護されるプログラムはどのような形式であってもよいと規定している。したがって、ソースコードとオブジェクトコードは著作物として同等に保護される。
- オブジェクトコードは、人間が認識することができない0/1配列のバイナリーコード。通常、ソースコードに戻す（逆翻訳する）のは困難又は不可能である。そのため、本来、2条1項1号の「表現」とは言えないはず。しかしながら、WIPO著作権条約4条によると、ソースコードに加えて、オブジェクトコードも、文芸の著作物（literary works）として保護される。

## Article 4 (Computer Programs) of WIPO Copyright Treaty

“Computer programs are protected as literary works within the meaning of Article 2 of the Berne Convention. Such protection applies to computer programs, **whatever may be the mode or form of their expression.**”

- プログラムが表現するアルゴリズム（10条3項3号の「解法」）は、著作権法の保護対象ではない。特許発明（技術的思想）にはなり得る。プログラムを記述する上でのルール（10条3項2号の「規約」）も、著作権法の保護対象ではない。

## 10条3項

「**第一項第九号に掲げる著作物に対するこの法律による保護は、その著作物を作成するために用いるプログラム言語、規約及び解法に及ばない。**この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 プログラム言語 プログラムを表現する手段としての文字その他の記号及びその体系をいう。
- 二 規約 特定のプログラムにおける前号のプログラム言語の用法についての特別の約束をいう。
- 三 解法 プログラムにおける電子計算機に対する指令の組合せの方法をいう。」

# コンピュータ・プログラムの著作物

## ■ 著作物性の要件の一般的基準

東京高裁昭和62年2月19日判決（昭和61年（ネ）第833号）

「「思想又は感情」とは、人間の精神活動全般を指し、「創作的に表現したもの」とは、厳格な意味での独創性があるとか他に類例がないとかが要求されているわけではなく、「思想又は感情」の外部表現に著作者の個性が何らかの形で現われていれば足り、「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属する」というのも、知的、文化的精神活動の所産全般を指すものと解するのが相当である。」

※ 著作権法上の著作物の定義（2条1項1号）

「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」

## ■ プログラムが著作物として保護されるための要件

知財高裁平成18年12月26日判決（平成18（ネ）第10003号）

・ 創作性の要件の一般的基準がプログラムの創作性の判断にも適用されることを確認した。

「プログラムに著作物性があるといえるためには、指令の表現自体、その指令の表現の組合せ、その表現順序からなるプログラムの全体に選択の幅が十分にあり、かつ、それがありふれた表現ではなく、作成者の個性が表れているものであることを要するものであって、プログラムの表現に選択の余地がないか、あるいは、選択の幅が著しく狭い場合には、作成者の個性の表れる余地もなくなり、著作物性を有しないことになる。そして、プログラムの指令の手順自体は、アイデアにすぎないし、プログラムにおけるアルゴリズムは、「解法」に当たり、いずれもプログラムの著作権の対象として保護されるものではない。」

# コンピュータ・プログラムの著作物

## 【創作性】

- 以上をまとめると、プログラムの創作性が認められるためには、著作者は、
  - ① 所望のコンピュータの機能を発揮するためのプログラム言語記述に複数の選択肢があり、その中から著作者が独自の選択をし、かつ
  - ② 表現されたプログラム言語記述がありふれたものではないことを立証することが要求される。
- この立証は容易ではない。多くの訴訟でプログラムの創作性が否定されている。

## 【複製又は翻案の立証の困難性】

- 原告が被告プログラムのソースコードを入手しない限り、原告プログラムの表現と被告プログラムの表現を対比して複製又は翻案を立証するのは事実上不可能である。しかしながら、通常、敵対当事者のソースコードを入手することはできない。
- そのため、プログラムの著作権侵害が訴訟になるのは、事実上、原告と被告との間に過去の雇用関係又は取引関係があり、コンピュータ操作ログにより被告が原告プログラムのソースコードを持ち出した事実を立証できる場合に限定される。

## 【オブジェクトコードのデッドコピー】

- オブジェクトコード（製品のハードディスクにインストールされている0/1配列のバイナリーコード）がデッドコピー（dead copy = そのまま完全コピー）された場合には、原告プログラムのオブジェクトコードと被告プログラムのオブジェクトコードが完全一致することをもって複製を立証できる。
- ただし、オブジェクトコードをデッドコピーしても、ソースコードに復元（逆コンパイル）できない限り、プログラムをアップデートできない。
- 通常、逆コンパイルは困難である。また、高い精度での逆コンパイルが可能なAndroidアプリでも難読化処理されていることが多い。

## 【ソースコードの例】

```
10  $("#word-list-out").html(" ");
11  var b = count_array_gen();
12  parseInt(liczenie().unique);
13  var c = array_bez_powt(), a = " ", d = parseInt($("#limit_val").v
14  function("LIMIT_total:" + d);
15  function("rand:" + f);
16  d < f && (f = d, function("check rand\u00f3\u00f3rand: " + f + "
17  var h = [], d = d - f, e;
18  if (0 < c.length) {
19      for (var g = 0;g < c.length;g++) {
20          e = indexOf_Array(b, c[g]), -1 < e && b.splice(e, 1);
21      }
22      for (g = 0;g < c.length;g++) {
23          b.unshift({use_class:"parameter", word:c[g]});
24      }
25  }
26  e = indexOf_keyword(b, " ");
27  -1 < e && b.splice(e, 1);
28  e = indexOf_keyword(b, void 0);
29  -1 < e && b.splice(e, 1);
30  e = indexOf_keyword(b, "");
31  -1 < e && b.splice(e, 1);
32  for (c = 0;c < d && c < b.length;c++) {
33      a += b[c].word + ", ", h.push(b[c].word), "parameter" == b[c].
```

出典 Dreamstime.com

- プログラマーは、どのようなアルゴリズムが記述されているのか認識することができる。
- プログラマーは、アルゴリズムを書き換えてアップデートすることができる。

# 保護対象外の著作物

## 13条

「次の各号のいずれかに該当する著作物は、この章の規定による権利の目的となることができない。

一 憲法その他の法令

二 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が発する告示、訓令、通達その他これらに類するもの

三 裁判所の判決、決定、命令及び審判並びに行政庁の裁決及び決定で裁判に準ずる手続により行われるもの

四 前三号に掲げるものの翻訳物及び編集物で、**国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が作成するもの**」

※「この章の規定による権利」 = 著作権法第2章で規定されている権利 = 著作権及び著作者人格権

▶ 著作権及び著作者人格権の対象から除外されている著作物

①憲法、条約、法律、政令、省令、条令

②国、地方公共団体、独立行政法人が発行する通達（法令解釈又は職務運用の指針の公表）、これに準じるもの

③判決、審判の決定、これに準じるもの

④上記の翻訳物、編集著作物であって、国、地方公共団体、独立行政法人によって作成されたもの

● 外国政府の法令、外国裁判所の判決にも13条が適用される。

● 私人が法令等を翻訳した翻訳文、私人が法令等を編集した編集著作物は、権利対象になる。

● 国、地方公共団体、独立行政法人がその名義で発行する著作物であって、一般に周知させることを目的として作成した広報資料・調査統計資料・報告書は、説明の材料として他の刊行物に転載することができる（ただし、転載禁止の表示がある場合はこの限りではない）（32条2項）。